

「【個人用】投資信託電子交付サービス利用規定」改定部分の新旧対照表 ※下線部が改定箇所

条項	改定後	改定前
第3条 書面の交付方法	1. 当行は、第四北越銀行アプリ「りとるばんく」又は当行ホームページより接続する個人向けWEBサービス「マイページ」（以下「マイページ」といいます）のお客さま専用ファイルに書面の記載事項を記録し、電磁的方法によりお客さまの閲覧に供します。 2. (略)	1. 当行は、当行ホームページより接続する本サービス提供サイト「マイページ」（以下「マイページ」といいます）のお客さま専用ファイルに書面の記載事項を記録し、電磁的方法によりお客さまの閲覧に供します。 2. (略)
第4条 交付書面	1. <投資信託・公共債> (1)～(18) (略) (19) 特定累積投資勘定基準額等通知書 <第四北越ファンドラップ> (1) 組入投資信託の取引報告書・運用報告書等 (2) 第四北越ファンドラップご提案書 (3) 第四北越ファンドラップ運用報告書 (4) 第四北越ファンドラップ四半期報告書 <その他> (略)	1. <投資信託・公共債> (1)～(18) (略) (新設) <その他> (略)
第5条 本サービスの利用	第5条 本サービスの利用 1. 当行は、令和8年4月1日より、前条に記載する交付書面を原則デジタル提供するにあたり、次条に定める本サービスの提供条件を充足されたお客さまの「マイページ」へ電子交付するものとします。 2. 前項のデジタル提供開始前にだいしほくえつIDを取得され、かつ紙媒体で書面をお受取りいただいているお客さまが、交付方法を電子交付へ変更される場合は、「マイページ」より本サービスのご利用をお申ください。なお、お申込に際しては、予め、だいしほくえつIDへの証券取引口座の指定預金口座の利用口座登録が必要です。 3. 本サービスの申込は、第4条第1項の書面について包括して行うものとし、一部の書面のみに限定して利用することはできません。 4. 当行は、お客さまにあらかじめ通知することなく、利用申込方法を追加あるいは変更することがあります。	第5条 本サービスの利用の申込 1. お客さまは、当行所定の方法により本サービスの利用を申込むものとします。 (新設) 2. 本サービスの申込は、第4条第1項の書面について包括して行うものとし、一部の書面のみに限定して利用することはできません。 3. 当行は、お客さまにあらかじめ通知することなく、利用申込方法を追加あるいは変更することがあります。
第6条 本サービスの提供条件	(略) (1) (略) (2) インターネットを利用できる環境にある18歳以上であり、当行が提供するインターネット用共通IDである「だいしほくえつID」を取得し、その利用口座に当行で開設した証券取引口座の指定預金口座の登録があること。 (3) (略) (4) (略) (5) 本規定の内容を十分ご理解のうえ、第7条に掲げる事項を承諾いただくこと。	(略) (1) (略) (2) インターネットを利用できる環境にあり、当行が提供するインターネット用共通IDである「だいしほくえつID」を取得していること。なお、お客さまが「だいしほくえつID」を退会したことなどにより、マイページへログイン不能となった場合でも、本サービスは自動的に解約されません。紙書面への交付方法の変更や、交付済電子書面の紙書面での提供を希望される場合は、当行所定の方法によりお申し出ください。 (3) (略) (4) (略) (5) 本規定の内容を十分ご理解のうえ、第7条各項に掲げる事項を承諾いただくこと。
第8条 サービスの終了	第8条 本サービスの終了 当行は、次のいずれかに該当する場合には、本サービスを終了するものとします。 (1) お客さまが第6条第1項第2号に定める本サービスの提供条件を充足しない状態となった場合（だいしほくえつIDの解除を含む）は、本サービスは自動的に終了し、紙媒体でのご提供へ変更するものとします。 (2) 交付済電子書面の紙媒体での交付を希望される場合は、お申し出により書面にてご提供いたします。 (3) お客さまが第2条に定める法令等に違反した場合その他お客さまによる本サービスの利用が不適当であると当行が判断した場合。 (4) お客さまが第11条に定める本規定の改定に関する通知を受け、その改定に同意されない場合。 (5) 当行の判断により、当行のすべてのお客さまに対し、本サービスの提供を終了した場合。	第8条 解約 当行は、次のいずれかに該当する場合には、本サービスを解約するものとします。 (1) お客さまが、当行所定の方法により本サービスの解約（停止）を申し出られ、当行がこれを確認した場合。 (新設) (2) お客さまが、第2条に定める法令等に違反した場合その他お客さまによる本サービスの利用が不適当であると当行が判断した場合。 (3) お客さまが第11条に定める本規定の改定に関する通知を受け、その改定に同意されない場合。 (4) 当行の判断により、当行のすべてのお客さまに対し、本サービスの提供を終了した場合。
第10条 免責事項	(略) (1) お客さまが本サービスの利用に際して虚偽の申告を行った場合、または第6条に反して本サービスを利用した場合。 (2) (略) (3) (略) (4) (略) (5) (略)	(略) (1) お客さまが、本サービスの利用申込に際して、虚偽の申告を行ったことまたは第6条に反し当行に申込を行ったこと。 (2) (略) (3) (略) (4) (略) (5) (略)
附則	(略) この改定は、令和8年4月1日より適用する。	(略) (新設)